

電話転送サービス 申込書

私(当社)は、貴社利用規約を承諾し、
電話転送(着信転送)サービスを申し込みます。

申 込 日	西 暦	年	月	日
-------	-----	---	---	---

■ご契約者様情報

ご契約者名 (会社名or個人名)	印	ご担当者 (企業様の場合)	企業様のみご記入下さい。
ご住所	〒 —	電話番号 F A X	— — — —
ご職業 又は 事業内容		ご利用の用途 (目的)	
実質的な ご権限者様	(ご氏名 or 会社名)	(ご住所)	
<small>※「実質的なご権限者」とは、法人様に於いて、議決権の25%超を有する法人・個人様です。該当される方が複数おられます場合には、その総ての方を別紙にお書き出しの上、ご送付下さいますようお願い申し上げます。(但し、50%超を有する法人・個人様がいらっしゃる場合にはその方のみをご記入下さい)</small>			
ご希望の 契約期間	<input type="checkbox"/> にレを付して下さい。 <input type="checkbox"/> 毎月自動更新契約(毎月お支払い) <input type="checkbox"/> 1年契約(一括支払い) <small>※「毎月自動更新」の場合は、ご契約者様からご解約のお申し出があるまで毎月自動更新となります。</small>		

■電話転送サービス

ご利用局番 及び 必要セット数	<input type="checkbox"/> にレを入れ、ご希望セット数を()内にご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 名古屋052局番 (セット) <input type="checkbox"/> フリーダイヤル0120局番 (セット)	ご利用開始希望日 西暦 年 月 日より	
	ご提供電話番号 <small>(弊社から貸与する電話番号)</small>	転送先の電話番号 <small>※ 複数先へ転送する場合は代表組が必要となります。</small>	オプション
1 セ ツ ト 目	記入不要	転送先1 : — — 転送先2 : — — 転送先3 : — —	<input type="checkbox"/> 104登録
2 セ ツ ト 目	記入不要	転送先1 : — — 転送先2 : — — 転送先3 : — —	<input type="checkbox"/> 104登録

【お申し込みに当たって】

お申し込みは、本用紙を印刷の上、身分証明書(運転免許証等)を添付し、E-Mail、またはご郵送にてご送付下さい。

※FAXでのお申し込みも可能ですが、FAXの場合は後日原紙をご郵送いただくこととなります。

※法人名義でのお申し込みは、会社登記簿謄本及びご担当者様の身分証明書が必要となります。

【申込先】 E-Mail : info「アット」virtual-office.nagoya (「アット」=@に置き換えて下さい) F A X : 050-3730-5577

郵 送 : 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目13-29-2A バーチャルオフィス・マスト 宛

※ 本申込書の到着後、お届け賜りました身分証の住所地宛てに、弊社より法律に基づいた「ご確認書類」を郵送させていただきますこととなりますので、その旨、事前ご承知置き願います。

ご利用規約

1.(目的)

合同会社アクアライン名古屋事業所バーチャルオフィス MAST(以下「弊社」という。)は、契約を締結した者(以下「会員」という。)に対し、会員が指定したサービス(以下「本サービス」という。)を所定の料金により提供するものとします。なお、回線の増減、番号変更、オプションの追加等の場合の契約内容は本契約に準ずるものとします。

2.(契約の成立)

本契約は、会員が申込書に定める各条項とご利用規約を承諾し、署名捺印(但し、止むを得ない事情があるときには捺印を省略できるものとする。)した申込書及び身分証明を弊社に E-MAIL 送信または郵送し弊社に到達した時点、若しくは手渡しにより弊社が受領した時点において成立します。

但し、提出された身分証が偽りであった場合、又は、他人名義の身分証を使用したことが判明した場合等には、即刻、契約を強制解除します。

3.(サービスの開始)

サービスは、契約成立と共に、会員が所定の契約時費用(月額基本料金、保証金、契約金、工事費等)を弊社に送金し、弊社がこれを確認した後に開始します。但し、サービス開始にあたり工事を必要とする場合は工事終了後にサービス開始となります。

4.(費用の支払い)

会員は弊社に対し、所定の契約時費用及び所定の月額基本料金、利用料等を所定の期日までに弊社が指定する金融機関口座へ振り込みにて支払うものとします。

5.(遅延損害金)

会員の弊社に対する費用等の支払いが所定の支払期日を遅延した場合は、会員は弊社に対して支払う費用に支払期日の翌日より年 15.0%の割合により遅延損害金を追加して支払うものとします。

6.(禁止事項)

会員は、犯罪行為、法令違反行為、公序良俗に反する行為、その他社会的に非難されうる行為の目的のために本サービスを利用することを禁じます。また、他の会員に迷惑を及ぼす行為も禁止とします。

7.(譲渡の禁止)

会員が本契約によって生じる一切の権利または義務を第三者に譲渡することを禁じます。

8.(機密保持)

会員は、本契約によって知り得た各種情報等を第三者に漏洩することを禁じます。同様に弊社も会員の情報等を第三者に漏洩しないものとします。但し、捜査機関等の正式な申し入れによる正式な法的手続きに基づくときはこの限りではありません。また、本契約終了後も同様とします。

9.(解約)

会員、弊社ともに、1ヶ月前までに規定の様式による文書にてその予告をしなければならないものとします。但し、月途中で解約はできないものとし、その場合は翌月末日の解約となるものとします。また、本契約が弊社の都合により解約された場合には、既に受領済みの費用は日割りで計算し返還しますが、会員の都合により解約された場合には、弊社は既に受領済みの費用は返還しないものとします。なお、会員が次の各号を一つでも該当する時は、弊社は予告通知を要せず本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 弊社の営業に支障を生ぜしめ、または、その恐れがあるとき
- (2) 所定の料金その他を弊社金銭貸務の履行を 3 日以上滞納したとき
- (3) 会員が反社会的勢力である、または、それに準ずる者であることが判明、若しくはその疑いがあると弊社が判断したとき
- (4) 会員が本規則に違反をしたとき

上記の場合、保証金等の預かり金は損害金として弊社が取得するものとします。

10.(届出事項の変更)

会員の名称、代表者、住所、連絡先、その他契約内容事項に変更が生じた場合、会員は速やかに弊社に届けるものとします。

11.(免責)

会員は、本サービスに関するすべての責任(刑事、民事事件等)を負うものとし、弊社はその責任を一切負わないものとします。また、天災地変、停電、電話線不通、システム機器等の故障の場合や、郵便物・宅配荷物等が弊社以外の場所や輸送過程で遅延、紛失等に遭遇するなど弊社の責務に帰さない不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合、会員はそれによって生じた損害を弊社に請求せず、弊社はその責を一切負わないものとします。

12.(保証金等の償却)

会員が弊社に支払った保証金等の金額は、本契約解消後 1ヶ月を経過したことによって弊社において償却処理することを会員はあらかじめ承諾するものとします。

13.(管轄裁判所)

弊社と会員間で紛争が生じた場合は、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

14.(その他)

会員は、収益犯罪移転防止法をはじめとする日本国内のあらゆる法律を遵守するものとし、且つ、行政など公的機関からの取引照会等があった場合には、弊社が会員の情報を提示することを事前承諾するものとします。